

65歳以上の方へ

高齢者肺炎球菌 ワクチン予防接種を受けましょう!

65歳以上の方で、これまでに高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがない方は、主治医と相談の上早めに接種しましょう。予防接種は不要不急の外出にはあたりません。

対象者の方には4月に個別通知 または ご案内を送付しています。 予防接種には、西原町が発行した予診票が必要です!

■対象者…下記に該当し、今までに肺炎球菌ワクチンの接種(自費含む)を受けたことのない方が対象です

- ① 65歳になる方(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方)
- ② 70歳以上になる方(昭和25年4月2日以前に生まれた方)
- ③ 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方(身体障害者手帳1級程度の方)。

■自己負担額：4,000円(生活保護受給中の方は自己負担額免除のため被保護証明書を提示してください)

■実施医療機関：町指定医療機関*1(指定医療機関以外で接種を受けた場合は全額自己負担)

※西原町発行の**予診票**が必要です。(高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種) お持ちでない方は健康支援課までお問い合わせください。

■接種期限：令和3年3月31日まで

接種を受ける義務はありません。ご自身の意思と責任で、接種を希望する場合にのみ接種を受けてください。肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンがすべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

※1 ホームページで確認またはお問い合わせください。



▲ホームページ

お問い合わせ 健康支援課 保健予防係 098-945-4791

健康だより 子どもの予防接種は予定通り受けましょう!

新型コロナウイルスの感染防止による外出自粛が続くと、予防接種のために医療機関を受診することを悩まれる保護者も多いでしょう。さまざまなことに制限が設けられている中ですが、予防接種は決められた時期に接種することがとても大切です!

予防接種は決められた期間にやらないといけない?

予防接種は、赤ちゃんがお母さんからもらった免疫が減ってくる時期(生後2か月ごろ)から、病気にかかりやすい年齢や重症化しやすい年齢などに応じて接種する時期が決められています。

接種が遅れているお子さんは…

予防接種は「不要不急の外出」ではありません! 予防接種を受けていれば病気によって医療機関にかかることも少なくなり、外出を減らすことにもつながります。お子さんが受けるべき予防接種の種類や時期を確認し、体調が良い時にできるだけ早めに接種しましょう!

※ワクチンの種類によっては同時接種も可能なため、医療機関へ通う回数も減らすことができます。かかりつけの医療機関へ確認しましょう。
※予防接種のスケジュール詳細は親子手帳や、国立感染症研究所、日本小児学会のホームページでも確認することができます。

必要な時期にしっかり免疫をつけて、病気を予防し重症化を防ぎましょう!

お問い合わせ 健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

医療法人 和み会

城間 医院

西原中学校向かい
電話: (098) 945-4551

内科 胃・大腸カメラ 生活習慣病 など

心療内科 心の不調 睡眠障害 など

75歳以上の方 後期高齢者医療制度 被保険者の皆様 医療費が高額になる場合、ご確認ください!

後期高齢者医療の被保険者で療養(入院・外来)を受ける際、限度額証(下記①または②)を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払金額(自己負担額)が自己負担限度額まで抑えられます。

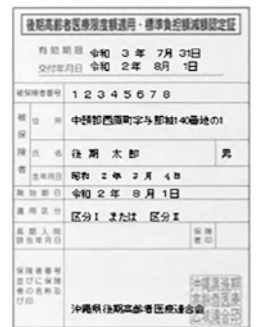
●自己負担限度額(月額) (自己負担割合 3割の方) ①限度額適用認定証

所得区分	外来+入院(世帯単位)	入院1食あたりの食事代	証の交付申請
区分Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% (140,100円) *1	460円	不要
区分Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% (93,000円) *1		必要
区分Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% (44,400円) *1		必要



●自己負担限度額(月額) (自己負担割合 1割の方) ②限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	入院1食あたりの食事代	証の交付申請	
一般 (課税世帯)	18,000円*2	57,600円 (44,400円) *3	460円	不要	
区分(低所得)Ⅱ (非課税世帯)	8,000円*2	24,600円	90日までの入院	210円	必要
区分(低所得)Ⅰ (非課税世帯)			15,000円	100円	



- ※1 同一世帯内で過去12か月以内に限度額を超えた支給月数が3回以上あった場合、4回目以降の限度額です。
- ※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は、144,000円です。
- ※3 同一世帯内で過去12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給月数が3回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

申請手続きが必要となる方

- ① 今までに限度額証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方
※交付を受けたことがある方で該当する一部の方には、被保険証と一緒に同封しております。
- ② 長期入院該当になる方(過去12か月以内の入院日数が91日以上)
1割証をお持ちで、②限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅱ)をすでにお持ちの場合でも、再度お手続きが必要です。

申請時にご持参いただくもの

- ◎被保険者証(ピンク色) ◎窓口に来られる方の身分証明書 ◎印鑑(スタンプ印は不可)
- 【長期入院該当を申請の方】 上記書類と併せて、◎限度額証(薄むらさき色) ◎入院日数がわかる書類

お問い合わせ 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

ダイハツ車展示会 8/15(土)～8/16(日)

夏のダイハツ展示会に遊びに来てね!

頭金10万円
120回払い
ボーナス加算3万円
タフト "X"
月々 9,400円

NEW

人気車種

頭金25万円
120回払い
ボーナス加算3万円
タントX "セレクション"
月々 9,500円

サブカー補助金 7万円対象車 *65歳以上の方

車検付きメンテナンスパック(軽自動車)2年分
53,000円 (税込)

*自賠責保険料・重量税・印紙代別
*追加整備費用は含まれません。

サンエー西原シティむかい 西原町小那覇269番地
西原自動車販売株式会社 ☎098-945-4737 新車販売・車検一般整備・钣金